

【別表】改正後の例外給付の規定

対象外種目	例外給付が認められる状態像	基本調査の結果
ア車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当するもの (1) 日常的に歩行が困難な者  (2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7 「3. できない」  ※基本調査に該当項目無し
イ特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に起きあがり困難な者  (2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」  基本調査1-3 「3. できない」
ウ床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
エ認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者          (2) 移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～基本調査3-7のいずれか「2. できない」 又は 基本調査3-8～基本調査4-15の いずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。  基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ移動用リフト(つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に立ち上がりが困難な者  (2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者  (3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査1-8 「3. できない」  基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」  ※基本調査に該当項目無し

※については、主治医から得た情報と状態像について適切な助言ができる者が参加するサービス担当者会議などを通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャ等が判断する。

判断の見直しは、モニタリング（少なくとも6月に1回）等により行い変更等が行われる場合にはあらためて申請を行う。